

## 函館市総合評価審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が試行する総合評価落札方式による入札の実施に当たり、審議、評価等を行うことを目的として設置する函館市総合評価審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審議、評価等を行う。

- (1) 総合評価落札方式により入札を行う建設工事の選定
- (2) 落札者決定基準の決定
- (3) 入札者の技術的所見に対する審査および評価
- (4) 学識経験者への意見聴取
- (5) その他総合評価落札方式による入札に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 審査会の委員長は財務部に関する事務を担当する副市長をもって充て、副委員長は他の副市長をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を臨時の委員として任命することができる。

(委員長および副委員長の職務)

第4条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第5条 委員長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項の規定により、学識経験者の意見を聴くため、審査会に特別委員を置く。

2 特別委員は、2人以上とし、市長が委嘱する。

3 特別委員は、審査会の審議、評価等に加わらないものとする。

(検討部会)

第6条 審査会に、あらかじめ入札者の技術的所見を審査するための検討部会を置く。

2 検討部会は、土木系の工事を対象とする土木系検討部会および建築系の工事を対象とする建築系検討部会の2つの部会とする。

3 検討部会は、部会長および委員をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員を臨時の委員として任命することができる。

(会議)

第7条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員長または副委員長および委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議、評価等の結果については、出席者の過半数で決定するものとし、可否同数の場合は、委員長が決定するものとする。

4 検討部会の会議は、部会長が招集する。

5 検討部会は、部会長および委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務)

第8条 審査会および検討部会に関する事務は、財務部において行う。

(委任)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月28日から施行する。

別表 1

函館市総合評価審査会	
委員長	副市長
副委員長	副市長
委員	総務部長
	財務部長
	環境部長
	農林水産部長
	土木部長
	都市建設部長
	港湾空港部長
特別委員	学識経験者 2 人以上

11 人以上

別表 2

土木系検討部会	
部会長	土木部道路建設課長
委員	農林水産部林務課長
	土木部河川課長
	土木部維持課長
	土木部緑化推進課長
	港湾空港部港湾課長

6人

建築系検討部会	
部会長	都市建設部建築課長
委員	環境部日乃出クリーンセンター所長
	都市建設部住宅課長

3人